

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
伊仙町	住宅	空き家バンク制度	★ 大学との業務提携のうえ、町内にある空き家のあっせんを行っております。 伊仙町公式ホームページ <a href="http://www.town.isen.kagoshima.jp/">http://www.town.isen.kagoshima.jp/</a>
伊仙町	移住体験	お試し居住	★ 一戸建てゲストハウス「あむとら」にて1泊6000円で滞在できる(詳細はNPO法人伊仙1.1 0997-86-3131まで) その他農家民泊が町内に2件あります。詳細は伊仙町役場経済課まで。(0997-86-3111)
伊仙町	住宅	浄化槽投資補助	★ 生活排水による公共水域を防止するため、合併浄化槽設置に関する費用の一部を補助する制度です。 【対象者】 ・主に居住の用に供する建物又は、延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物で事業活動に伴って生じる汚濁水を排出しない建物をいう。 【助成額】 ・5人槽→332,000円まで。 ・6～7人槽→414,000円まで。 ・8～10人槽→548,000円まで。 ・単独浄化槽撤去90,000円
伊仙町	就業	求人情報の提供	★ ハローワークからの求人情報をHPに掲載し、情報提供を行っている。 面接等を行う場合は、ハローワークに登録する必要があります。
伊仙町	就農・漁業	農業次世代人材投資事業	★ 次世代を担う農業者になることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立のために交付する資金です。 準備型と経営開始型の2種類があります。 ○ 経営開始型: 新規就農者に農業を始めてから経営が安定するまでの最長5年間、年間最大150万円を給付。 ※前年度の所得に応じて給付する金額が変動 【経営開始型の6つの要件】 ①独立・自営就農時の年齢が原則45歳未満の認定新規就農者であること。 ②独立・自営就農であること。 ③青年等就農計画が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。 ④人・農地プランに位置づけられること。 ⑤生活保護等生活費を支給する国の他の事業と重複ではない、また農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人の経営者でないこと。 ⑥原則として青年新規就農者ネットワークに加入すること。 【独立・自営就農とは】 ①自ら農地の所有権、利用権を有している。 (農地が親族から貸借が過半である場合は、5年間の給付期間中に所有権移転すること。) ②主要な機械・施設を所有または借りている。 ③本人名義で生産物等を出荷・取引している。 ④経営収支を自らの通帳・帳簿で管理している。
伊仙町	出産・育児	児童手当制度	★ 児童手当は、15歳まで(中学校修了の3月31日まで)の児童を養育する方に、時代の社会を担う子どもの健やかな成長を支援するために支給される手当です。(施設入所等児童を除く)  支給額 3歳未満 一律15,000円 3歳以上小学校終了前 10,000円(第3子以降は15,000円) 中学生 一律10,000円 所得制限のあったもの 一律5,000円 ※児童手当では、満18歳までを児童としてカウントしています ※「第3子以降」とは、高校卒業まで養育している児童のうち、3番目以降をいいます。 児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となりますが、誕生日や転入した日(異動日)が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

鹿児島県内 市町村の移住・交流 支援策一覧表

平成30年4月1日現在

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
伊仙町	出産・育児	子育て支援金	<p>★ 伊仙町では、出産児を祝福するとともに次代を担う子どもの健やかな成長を願い、また、少子化対策として子育て支援金を支給しています。</p> <p>第1子 5万円 第2子 10万円 第3子以降 15万円</p> <p>【支給の要件】 住民基本台帳の規定により、伊仙町の住民行に記載されていること。支給対象者、居住期間、申請期間、支給額は以下のとおりとする。 (1)支給対象者は出産児の筆頭者とする。 (2)居住期間は出産児の筆頭者が出産前1年以上本町に居住し、定住することが見込まれるもの。 (3)支給額は対象児の筆頭者の第1子は5万円、第2子は10万円、第3子以降は15万円とする。 (4)申請期間は出産日から一年以内とする。</p>
伊仙町	出産・育児	乳幼児医療費助成	<p>★ 6歳未満の乳幼児が医療機関で受診した場合、その医療費の一部を助成します。</p> <p>【対象年齢】 ・医科・歯科診療とも就学前まで(6歳に達する日以降の最初の3月31日まで)</p> <p>【給付内容】 ・1カ月にかかった治療費が入院、通院を合わせて3千円を超えた額を助成します。(ただし、この場合の1カ月とは1日～31日換算とする。)なお、町民税非課税世帯の場合は全額を助成します。</p>
伊仙町	教育	幼稚園預かり保育	<p>★ 幼稚園の終了時間が来ても、預かり時間を延長できる制度(月～金の17:30まで夏季休業中も含む) 伊仙町内の幼稚園に入園している場合等</p>
伊仙町	医療	重度心身障害者医療費助成	<p>★ 重度の身体障害児(者)や知的障害児(者)の方が、医療保険各法及び老人保健法による医療を受けた場合に、その医療費の自己負担分を助成します。</p> <p>【対象者】 ・身体障害者手帳の等級が1・2級の者 ・療育手帳の等級がAの者 ・身体障害者手帳の等級が3級の者(療育手帳B1所持者)</p>
伊仙町	出産・育児	ひとり親家庭医療費助成	<p>★ 母子・父子家庭等の方々の生活の安定と健康の保持増進を図るために、医療費の自己負担分を補助する制度です。</p> <p>【対象者】 ・伊仙町に住所を有し、配偶者のない母又は父及びこれに準ずる者で、18歳未満の児童(ひとり親家庭等の父又は母及び児童、父母のいない児童が対象)ただし、所得状況によっては受けられない場合もあります。</p> <p>【助成額】 ・健康保険等の対象となった医療費の自己負担した額です。</p>
伊仙町	福祉	敬老祝金	<p>★ 永年にわたり社会のために貢献した高齢者の長寿を祝福するとともに、敬老の意を表するため、敬老祝金を支給します。</p> <p>【支給の要件】 本町に1年以上居住する見込みで、その年度に次の年齢になるもので、8月1日に生存する者</p> <p>90歳～99歳 年額10,000円 100歳～110歳 年額50,000円 111歳以上 年額360,000円</p>
伊仙町	出産・育児	子育て支援	<p>★ 乳幼児健診:3～4カ月、6～7カ月、1歳6か月、2歳、2歳6ヶ月歯科検診、3歳、5歳歯科検診 新生児訪問:保健センター助産師による訪問 子育てサークル、マタニティ教室の実施 母子栄養強化事業:牛乳券の発行 不妊治療旅費一部助成事業:鹿児島までの交通費と宿泊費(上限5000円15日まで)の3分の2を助成</p>
伊仙町	福祉	金婚式祝賀会	<p>★ 結婚50周年という長い年月を地域社会のために頑張ってきたご苦労にたいし敬意を表し、これからの生涯を有意義に過ごしていただけるよう、金婚式を催し、町を挙げてお祝いをする。</p>